お客さま各位

三井住友DSアセットマネジメント株式会社 投信直販お客さま窓口 0120-45-1104[受付時間] 午前9時~午後5時 (土、日、祝・休日を除く)

「非課税上場株式等管理_非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」および で「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款」改定のお知らせ

「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」および「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款」について、一部改定を行いますのでお知らせいたします。

改定箇所は、以下の新旧対照表をご確認ください。

新旧対照表

「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」

(新)	(旧)
「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関	「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に
する約款」	関する約款」
(約款の趣旨)	(約款の趣旨)
第1条	第1条
(省略)	(省略)

(非課税口座開設届出書等の提出等)

第2条 お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるため には、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社が定める日 までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、 第10項および第19項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当 社以外の証券会社または金融機関において非課税口座を開設してお り、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税 口座開設届出書」に加えて「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通 知書」もしくは勘定廃止通知書記載事項もしくは非課税口座廃止通知 書記載事項(以下、「廃止通知書等記載事項」といいます。)の記載 がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に 該当しないもの、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座 開設届出書」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課 税口座に勘定を設定しようとする場合には、「勘定廃止通知書」、 「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載があ る書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当 しないものを提出するとともに、当社に対して租税特別措置法施行規 則第18条の15の3第20項において準用する租税特別措置法施行 規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応 じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個 人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律第2条第5項に規定するものをいいます。) (お客さま が租税特別措置法施行令第25条の13第33項の規定に該当する場 合には、氏名、生年月日および住所。)を告知し、租税特別措置法そ の他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。

ただし、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしく は廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」およ び「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、廃止通知書等記載事 項の記載がされた「非課税口座開設届出書」を提出する場合について は、非課税口座を再開設しようとする年(以下「再開設年」といいま す。)または特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定を再設定 しようとする年(以下「再設定年」といいます。)の前年10月1日 から「再開設年」または「再設定年」の9月30日までの間に提出し てください。また、「非課税口座廃止通知書」、非課税口座廃止通知 書記載事項の記載がある書類で「非課税口座廃止通知書」に該当しな いもの、非課税口座廃止通知書記載事項の記載がされた「非課税口座 開設届出書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基 因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属す る年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の 受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同 日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書または非課税口 座廃止通知書記載事項を受理することができません。

2 非課税口座を開設したことがある場合には、「勘定廃止通知書」、

(非課税口座開設届出書等の提出等)

第2条 お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるため には、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社が定める日 までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1 号、第10項および第19項に基づき「非課税口座開設届出書」 (既に当社以外の証券会社または金融機関において非課税口座を開 設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合に は、「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」 または「勘定廃止通知書」、既に当社に非課税口座を開設している 場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課 税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」)を提出するととも に、当社に対して租税特別措置法施行規則第18条の15の3第1 9項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書 類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号(行政手続にお ける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条 第5項に規定するものをいいます。)(お客さまが租税特別措置法 施行令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、 生年月日および住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で 定める本人確認を受ける必要があります。

ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開設しようとする年(以下「再開設年」といいます。)または特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年(以下「再設定年」といいます。)の前年10月1日から「再開設年」または「再設定年」の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。

2 非課税口座を開設したことがある場合には、「非課税口座廃止通知

「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが添付されている場合、廃止通知書等記載事項を記載して「非課税口座開設届出書」を提出する場合を除き、当社および他の証券会社もしくは金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。

- 3 お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第16項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出してください。
- 4 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出 を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客さまに租税 特別措置法第37条の14第5項第10号に規定する「非課税口座廃 止通知書」を交付します。
- (1) 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する 年分の特定累積投資勘定が設けられていたとき
- (2) 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属す る年分の翌年分の特定累積投資勘定が設けられることとなっていたと き
- 5 お客さまが当社の非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を他の証券会社もしくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年(以下「設定年」といいます。)の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第13項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、「設定年」分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受け入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。
- 6 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に「設定年」に 係る特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が既に設けられてい る場合には当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を廃止 し、お客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第9号に規定す る「勘定廃止通知書」を交付します。

(非課税管理勘定の設定)

第3条

(削除)

書」または「勘定廃止通知書」が添付されている場合を除き、当社 および他の証券会社若しくは金融機関に「非課税口座開設届出書」 の提出をすることはできません。

- 3 お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第16項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出してください。
- 4 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第10号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。
- (1) 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属す る年分の特定累積投資勘定が設けられていたとき
- (2) 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属す る年分の翌年分の特定累積投資勘定が設けられることとなっていた レキ
- 5 お客さまが当社の非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年(以下「設定年」といいます。)の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第13項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、「設定年」分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受け入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。
- 6 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に「設定年」 に係る特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が既に設けられ ている場合には当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を 廃止し、お客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第9号に 規定する「勘定廃止通知書」を交付します。

(非課税管理勘定の設定)

- 第3条 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(本契約に基づき当該口座に記載若しくは記録または保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。)につき、当該記載若しくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年(累積投資勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。)に設けられるものをいいます。以下同じ。)は、勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。
- 2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日 (「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合に おける当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日)に おいて設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知 書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客さまの非課 税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる 旨等の提供があった日(非課税管理勘定を設定しようとする年の1 月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。

(累積投資勘定の設定)

第3条の2

(削除)

(特定累積投資勘定の設定)

- 第3条 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積 投資勘定(本契約に基づき当該口座に記載<u>も</u>しくは記録または保管の 委託がされる上場株式等につき、当該記載<u>も</u>しくは記録または保管の 委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定 をいいます。以下同じ。)は2024年以後の各年(以下、この条に おいて「勘定設定期間内の各年」といいます。)において設けられま す。
- 2 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日 (非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における 当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日)において設 けられ、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃 止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および 「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが提出された場合、廃止 通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」が提出さ れた場合は、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設ま たは非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があ った日(特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供 があった場合には、同日)において設けられます。

(特定非課税管理勘定の設定)

- 第3条の2 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定 非課税管理勘定(本契約に基づき当該口座に記載<u>も</u>しくは記録または 保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載<u>も</u>しくは記録または 保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うため の勘定をいいます。以下同じ。)は<u>第3条</u>の特定累積投資勘定と同時 に設けられます。
- (非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定および特定非課税 管理勘定における処理)
- 第4条 特定非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載<u>も</u>しくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において処理します。

(累積投資勘定の設定)

- 第3条の2 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積 投資勘定(本契約に基づき当該口座に記載若しくは記録または保管 の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録または保管 の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための 勘定で、2018年から2023年までの各年(非課税管理勘定が 設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内 の各年」といいます。)に設けられるものをいいます。以下同じ。) は勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。
- 2 前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日 (「非課税口座開設届出書」が年の途中において提出された場合に おける当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日)に おいて設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知 書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客さまの非課 税口座の開設または非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨 等の提供があった日(累積投資勘定を設定しようとする年の1月1 日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。

(特定累積投資勘定の設定)

- 第3条の3 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定 累積投資勘定(本契約に基づき当該口座に記載<u>若</u>しくは記録または 保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載<u>若</u>しくは記録また は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行う ための勘定をいいます。以下同じ。)は2024年以後の各年(以 下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。)にお いて設けられます。
- 2 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日 (非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日(特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。

(特定非課税管理勘定の設定)

- 第3条の4 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定 非課税管理勘定(本契約に基づき当該口座に記載<u>若</u>しくは記録また は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載<u>若</u>しくは記録ま たは保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行 うための勘定をいいます。以下同じ。)は<u>第3条の3</u>の特定累積投 資勘定と同時に設けられます。
- (非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定および特定非課税 管理勘定における処理)
- 第4条 非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿 への記載若しくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられ た非課税管理勘定において処理します。
- 2 非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若 しくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた累積投資 勘定において処理します。

(非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲) 第5条

(削除)

3 特定非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載<u>若</u>しくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において処理します。

(非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

- 第5条 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定に おいては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されてい る当社の振替口座簿に記載若しくは記録がされ、または保管の委託 がされるものに限り、租税特別措置法第29条の2第1項本文の適 用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株 式等を除きます。)のみを受け入れます。
- (1)次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(①の場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、②の移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が120万円((2)により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を額を控除した金額)を超えないもの
- ① 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日 までの間に当社への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次 ぎまたは代理を含みます。)により取得をした上場株式等、当社から 取得をした上場株式等または当社が行う上場株式等の募集(金融商 品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに 限ります。)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非 課税口座に受け入れられるもの
- ② 他年分非課税管理勘定(当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定または当該非課税口座が開設されている当社に開設された未成年者口座(租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座をいいます。以下同じ。)に設けられた未成年者非課税管理勘定(同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。以下同じ。)をいいます。以下、この条において同じ。)から租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等((2)に掲げるものを除きます。)
- (2) 租税特別措置法施行令第25条の13第11項により読み替え て準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘 定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月 1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に 移管がされる上場株式等
- (3) 租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する 上場株式等

(累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

第5条の2 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客さまが当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第2号イおよび口に掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等(公社債投資信託以外の証券投資信託)に係る委託者指図型投資信託約款(外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類)において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの)のみを受け入れます。

(特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

- 第5条 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客さまが当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第2号イおよび口に掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式(公社債投資信託以外の証券投資信託)等に係る委託者指図型投資信託約款(外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類)において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの上場株式等)のみを受け入れます。
- (1) <u>第3条第2項</u>に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が120万円を超えないもの(当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額(特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。)の合計額が1,800万円を超えることとなるときにおける当該上場株式等を除く。)
- (2) 租税特別措置法施行令第25条の13第29項において準用する 同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する上場株式等

(特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

- 第5条の2 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。
- (1)特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。)により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。)により取得をした上場株式または租税特別措置法施行令第25条の13第30項に規定する上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が240万円を超えないもの(当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除く。)
- ① 当該合計額および特定非課税管理勘定基準額(特定非課税管理勘定 に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。)の

- (1)第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が40万円を超えないもの
- (2) 租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する上場株式 等

(特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

- 第5条の3 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客さまが当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第2号イおよび口に掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式(公社債投資信託以外の証券投資信託)等に係る委託者指図型投資信託約款(外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類)において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの上場株式等)のみを受け入れます。
- (1) <u>第3条の3第2項</u>に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が120万円を超えないもの(当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額(特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。)の合計額が1,800万円を超えることとなるときにおける当該上場株式等を除く。)
- (2) 租税特別措置法施行令第25条の13第29項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する上場株式等

(特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

- 第5条の4 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。
- (1)特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。)により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集に該当するものに限ります。)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその期入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が240万円を超えないもの(当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除く。)
- ① 当該合計額および特定非課税管理勘定基準額(特定非課税管理勘定 に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。)

合計額が1,200万円を超える場合

- ② 当該期間内の取得対価の合計額、その年において特定累積投資勘定 に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対 価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額の合計額が1,800 万円を超える場合
- (2) 租税特別措置法施行令第25条の13第<u>32</u>項において準用する 同条第12項各号に規定する上場株式等
- 2 特定非課税管理勘定には、<u>前項(1)に掲げる上場株式等で</u>次の各 号に定めるものを受け入れることができません。
- (1) その上場株式等が上場されている金融商品取引法第2条第16 項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取 引所への上場を廃止することが決定された銘柄または上場を廃止する おそれがある銘柄として指定されているもの
- (2) 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口または特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款(外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類)、同法第67条第1項に規定する規約(外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類)または信託法第3条第1号に規定する信託契約において、法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資(租税特別措置法第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除きます。)として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの
- (3)公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で委託者指図型投資信託約款(外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類)に租税特別措置法施行令第25条の13第15項第1号および第3号の定めがあるもの以外のもの

(譲渡の方法)

第6条 特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において振替口座 簿への記載<u>も</u>しくは記録または保管の委託がされている上場株式等の 譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場 株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づ いて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定す る請求を当社を経由して行う方法または租税特別措置法第37条の1 0第3項第4号または第37条の11第4項第1号<u>も</u>しくは第2号に 規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金 銭および金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる方法のいず れかの方法により行います。

- の合計額が1,200万円を超える場合
- ② 当該期間内の取得対価の合計額、その年において特定累積投資勘定 に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得 対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額の合計額が1,8 00万円を超える場合
- (2) 租税特別措置法施行令第25条の13第<u>31</u>項において準用する同条第12項各号に規定する上場株式等
- 2 特定非課税管理勘定には、次の各号に定める<u>上場株式等</u>を受け入れることができません。
- (1) その上場株式等が上場されている金融商品取引法第2条第16 項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品 取引所への上場を廃止することが決定された銘柄または上場を廃止 するおそれがある銘柄として指定されているもの
- (2) 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口または特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款(外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類)、同法第67条第1項に規定する規約(外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類)または信託法第3条第1号に規定する信託契約において、法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資(租税特別措置法第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除きます。)として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの
- (3)公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で委託者指図型投資信託約款(外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類)に租税特別措置法施行令第25条の13第15項第1号および第3号の定めがあるもの以外のもの

(譲渡の方法)

- 第6条 非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録また は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託によ る方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対 して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する 単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社を経由して 行う方法または租税特別措置法第37条の10第3項第4号または 第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による 上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資 産の交付が当社を経由して行われる方法のいずれかの方法により行 います。
- 2 累積投資勘定において振替口座簿への記載若しくは記録または保管 の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方 法、当社に対して譲渡する方法並びに租税特別措置法第37条の1 1第4項第1号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、 当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社を経由して 行われる方法のいずれかの方法により行います。
- 3 特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社を経由して行う方法または租税特別措置法第37条の10第3項第4号または第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に

(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)

- 第7条 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、 特定累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替 によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第 29項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号 に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除き ます。)があった場合(同項第1号、第4号および第11号に規定する 事由により取得する上場株式等で特定累積投資勘定に受け入れなかっ たものであって、特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該特定累 積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による 払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お 客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈 与を含みます。) による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈 により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を 取得した者) に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法 第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出 しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面ま たは電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用 する方法により通知します。
- 2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特 定非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替 によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第 32項において準用する同条第12項各号に規定する事由に係るもの 並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同 項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘 定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れ た後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の 保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含み ます。)には、当社は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の 死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場 合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場 株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあっ た上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出 し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由および その事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法 その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。

かかる金銭および金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる 方法のいずれかの方法により行います。

(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)

- 第7条 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由によ り、非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し (振替によるものを含むものとし、第5条第1号②および第2号に 規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第25条の13第 12項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係 るものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由によ り取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったもので あって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定 が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しが あったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客さま (相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を 含みます。) による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈 により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等 を取得した者)に対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措 置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その 払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を 書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技 術を利用する方法により通知します。
- 2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累 積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によ るものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第2 2項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号 に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除 きます。)があった場合(同項第1号、第4号および第11号に規 定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れな かったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積 投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による 払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、 お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ず る贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続ま たは遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上 場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租 税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額およ び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じ た日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報 通信の技術を利用する方法により通知します。
- 3 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第29項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項第1号、第4号および第11号に規定する事由により取得する上場株式等で特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する

(非課税管理勘定終了時の取扱い)

第8条

(削除)

(累積投資勘定終了時の取扱い)

第8条の2

(削除)

- 払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。
- 4 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特 定非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振 替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の1 3第31項において準用する同条第12項各号に規定する事由に係 るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった 場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非 課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘 定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課 税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみな されるものを含みます。)には、当社は、お客さま(相続または遺贈 (贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)によ る払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に 係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に 対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の1 4第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項 各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情 報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法 により通知します。

(非課税管理勘定終了時の取扱い)

- 第8条 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了します(第2条第6項または租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した非課税管理勘定を除きます。)。
- 2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。
- (1) お客さまから非課税管理勘定の終了する年の当社が定める期日 までに、当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項 第2号に規定する書類の提出があった場合またはお客さまが当社に 特定口座を開設していない場合

一般口座への移管

(2) 前各号に掲げる場合以外の場合

特定口座への移管

(累積投資勘定終了時の取扱い)

- 第8条の2 本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該 累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年 を経過する日に終了します(第2条第6項または租税特別措置法施 行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した累積投資勘定 を除きます。)。
- 2 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に 掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとし ます。
- (1) お客さまから累積投資勘定の終了する年の当社が定める期日までに当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第20項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合またはお客さまが当社に特定口座を開設していない場合

一般口座への移管

(2) 前号に掲げる場合以外の場合

(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認) 第9条

(削除)

(特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)

出を受けた場合を除きます。

座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載または記録されたお客さまの氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客さまが初めて非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客さまから氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提

第8条 当社は、お客さまから提出を受けた第2条第1項の「非課税口

- (1) 当社がお客さまから租税特別措置法施行規則第18条の15の3 第6項に規定する住所等確認書類の提示を受け、当該基準経過日にお ける氏名および住所の告知を受けた場合
- 当該住所等確認書類に記載された当該基準経過日における氏名および 住所
- (2) 当社からお客さまに対して書類を郵送し、当該書類にお客さまが 当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当社に対して提 出した場合

特定口座への移管

(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)

- 第9条 当社は、お客さまから提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載または記録されたお客さまの氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客さまが初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客さまから氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合を除きます。
- (1) 当社がお客さまから租税特別措置法施行規則第18条の15の 3第6項に規定する住所等確認書類の提示を受け、当該基準経過日 における氏名および住所の告知を受けた場合
- 当該住所等確認書類に記載された当該基準経過日における氏名およ び住所
- (2) 当社からお客さまに対して書類を郵送し、当該書類にお客さま が当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当社に対し て提出した場合

お客さまが当該書類に記載した氏名および住所

2 前項の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日における 氏名および住所が確認できなかった場合(第1項ただし書の規定の 適用があるお客さまを除きます。)には、当該確認期間の終了の日 の翌日以降、お客さまの非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式 等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前 項各号のいずれかの方法によりお客さまの氏名および住所を確認で きた場合またはお客さまから氏名、住所または個人番号の変更に係 る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当す ることとなった日以後は、この限りではありません。

(特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)

- 第<u>10</u>条 当社は、お客さまから提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載または記録されたお客さまの氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客さまが初めて非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客さまから氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合を除きます。
- (1) 当社がお客さまから租税特別措置法施行規則第18条の15の 3第6項に規定する住所等確認書類の提示を受け、当該基準経過日 における氏名および住所の告知を受けた場合
- 当該住所等確認書類に記載された当該基準経過日における氏名およ び住所
- (2) 当社からお客さまに対して書類を郵送し、当該書類にお客さまが当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当社に対して提出した場合

お客さまが当該書類に記載した氏名および住所

2 前項の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日における 氏名および住所が確認できなかった場合(前項ただし書の規定の適用 があるお客さまを除きます。)には、当該確認期間の終了の日の翌日 以後、お客さまの非課税口座に係る特定累積投資勘定および特定非課 税管理勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。た だし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客さまの氏名お よび住所を確認できた場合またはお客さまから氏名、住所または個人 番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合に は、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

(非課税口座の開設について)

- 第<u>9</u>条 当社がお客さまから「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、当該届出書の提出を受けしだい遅滞なく特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を非課税口座に設定しますが、当社においては、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設ができる旨等の提供があった日まで、お客さまからの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことがあります。
- 2 2028年10月1日以後、当社がお客さまから「非課税口座開設届出書」に加えて「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないものの提出を受けた場合または廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合または廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、所轄税務署から当社にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供を受けたしだい遅滞なく特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署から当社にお客さまの特定累積投資勘定基準額および特定非課税管理勘定基準額の提供があった日まで、お客さまからの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことがあります。

(非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い) 第<u>10</u>条 お客さまが当社に対して非課税口座開設届出書の提出をし、 当社において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口 座であることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第37条の 14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場 合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、 その開設のときから一般口座での取引として取り扱います。その後も 引き続き、一般口座にて保管することとします。

(非課税口座取引である旨の明示)

第<u>11</u>条 お客さまが受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して非課税口座の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定への受け入れである旨の明示を行っていただく必要があります。

なお、お客さまから特にお申し出がない場合は、特定口座または一般 口座による取引とさせていただきます(特定口座による取引は、お客 さまが特定口座を開設されている場合に限ります。)。また、当社規 定の定期積立プランにより買付けを行う場合においても、非課税口座 による取引とする場合には、同様に特定累積投資勘定または特定非課 お客さまが当該書類に記載した氏名および住所

2 前項の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合(前項ただし書の規定の適用があるお客さまを除きます。)には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客さまの非課税口座に係る特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客さまの氏名および住所を確認できた場合またはお客さまから氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

(非課税口座の開設について)

- 第<u>11</u>条 当社がお客さまから「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、当該届出書の提出を受けしだい遅滞なく特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を非課税口座に設定しますが、当社においては、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設ができる旨等の提供があった日まで、お客さまからの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことがあります。
- 2 2028年1月1日以後、当社がお客さまから「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」の提出を受けた場合、当社は、所轄税務署から当社にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供を受けたしだい遅滞なく特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署から当社にお客さまの特定累積投資勘定基準額および特定非課税管理勘定基準額の提供があった日まで、お客さまからの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことがあります。

(非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い) 第12条 お客さまが当社に対して非課税口座開設届出書の提出を し、当社において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が 重複口座であることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第 37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないことと なった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引に ついては、その開設のときから一般口座での取引として取り扱いま す。その後も引き続き、一般口座にて保管することとします。

(非課税口座取引である旨の明示)

第<u>13</u>条 お客さまが受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して非課税口座の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定への受け入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客さまから特にお申し出がない場合は、特定口座または一般口座による取引とさせていただきます(特定口座による取引は、お客さまが特定口座を開設されている場合に限ります。)。また、当社規定の定期積立プランにより買付けを行う場合においても、非課税口座による取引とする場合には、同様に特定累積投資勘

税管理勘定への受け入れである旨の明示を行っていただく必要があります。

- 2 お客さまから特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定への受け 入れとして租税特別措置法第37条の14第5項に規定する上限を超 えた取得にかかる注文を受けた場合は、その注文が特定累積投資勘定 への受入れの注文である場合で、その注文のすべてが特定非課税管理 勘定に受入れ可能である場合には特定非課税管理勘定に受け入れ、そ れ以外の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定への受入として 上限を超えた取得にかかる注文であった場合には、特定口座または一 般口座による取引とさせていただきます(特定口座による取引は、お 客さまが特定口座を開設されている場合に限ります。)。
- 3 当社規定の定期積立プランにより、同日に複数の上場株式等の買付けを行った場合には、当社の定めるファンドコード(10桁)の若い銘柄を優先して前項の規定を適用させていただきます。
- 4 お客さまが非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。

なお、お客さまから、当社の非課税口座で保有している上場株式等の 譲渡する場合には、先に取得したものから譲渡することとさせていた だきます。

(契約の解除)

- 第12条 次の各号の一に該当したときは、それぞれに掲げる日に本契約は解除されます。
- (1) お客さまから租税特別措置法第37条の14第16項に定める 「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合

当該提出日

(2) 租税特別措置法第37条の14第22項第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合

出国日

(3) お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者 に該当しないこととなった場合

租税特別措置法第37条の14第26項の規定により「非課税口 座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)

(4) お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合

当該非課税口座開設者が死亡した日

- (5) お客さまが投信総合取引口座を解約した場合 当該解約日
- (6) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合 当該申出日

(約款の変更)

第<u>13</u>条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

(免責事項)

第14 当社の責任に帰すべきでない事由により、非課税口座にかかる

定または特定非課税管理勘定への受け入れである旨の明示を行って いただく必要があります。

- 2 お客さまから特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定への受け 入れとして租税特別措置法第37条の14第5項に規定する上限を 超えた取得にかかる注文を受けた場合は、その注文が特定累積投資 勘定への受入れの注文である場合で、その注文のすべてが特定非課 税管理勘定に受入れ可能である場合には特定非課税管理勘定に受け 入れ、それ以外の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定への 受入として上限を超えた取得にかかる注文であった場合には、特定 口座または一般口座による取引とさせていただきます(特定口座に よる取引は、お客さまが特定口座を開設されている場合に限りま す。)。
- 3 当社規定の定期積立プランにより、同日に複数の上場株式等の買付けを行った場合には、当社の定めるファンドコード(10桁)の若い銘柄を優先して前項の規定を適用させていただきます。
- 4 お客さまが非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。

なお、お客さまから、当社の非課税口座で保有している上場株式等 の譲渡する場合には、先に取得したものから譲渡することとさせて いただきます。

(契約の解除)

- 第14条 次の各号の一に該当したときは、それぞれに掲げる日に本契約は解除されます。
- (1) お客さまから租税特別措置法第37条の14第16項に定める 「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合

当該提出日

(2) 租税特別措置法第37条の14第22項第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合

出国日

(3) お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合

租税特別措置法第37条の14第26項の規定により「非課税 口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)

(4) お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合

当該非課税口座開設者が死亡した日

- (5) お客さまが投信総合取引口座を解約した場合 当該解約日
- (6) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合 当該申出日

(約款の変更)

第<u>15</u>条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

(免責事項)

第16条 当社の責任に帰すべきでない事由により、非課税口座にかか

税制上の取扱い、または本約款の変更等に関しお客さまに生じた損害については、当社はその責任を負いません。

る税制上の取扱い、または本約款の変更等に関しお客さまに生じた 損害については、当社はその責任を負いません。

以上

2 0 1 5年 3月23日制定 2 0 1 6年 1月 1日改定 2 0 1 6年 6月27日改定 2 0 1 7年10月23日改定 2 0 1 9年 1月 1日改定 2 0 1 9年 4月 1日改定 2 0 2 1年 1月 1日改定 2 0 2 1年 4月 1日改定 2 0 2 4年 1月 1日改定 2 0 2 5年 2月25日改定 以上

 2 0 1 5年
 3月2 3日制定

 2 0 1 6年
 1月 1日改定

 2 0 1 6年
 6月2 7日改定

 2 0 1 7年1 0月2 3日改定

 2 0 1 9年
 1月 1日改定

 2 0 1 9年
 4月 1日改定

 2 0 2 1年
 1日改定

 2 0 2 1年
 1日改定

 2 1 日改定
 1日改定

「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款」

(新)	(III)
第1章 総則	第1章 総則
(約款の趣旨) 第1条	(約款の趣旨) 第 1 条
(省略)	(省略)
第1章 総則	第1章 総則

(約款の趣旨)

第1条 本約款は、租税特別措置法37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座および同項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する者(以下、「お客さま」といいます。)が、同法第9条の9に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および同法第37条の14の2に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税(以下、「未成年者口座に係る非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、三井住友 DSアセットマネジメント株式会社(以下、「当社」といいます。)に開設された未成年者口座および課税未成年者口座について、同法第37条の14の2第5項第2号および第6号に規定する要件および当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

なお、当社が取扱う上場株式等は、投資信託受益権に限定されます。 2 当社は、本約款に基づき、お客さまとの間で租税特別措置法第37 条の14の2第5項第2号に規定する「未成年者口座管理契約」および同項第6号に規定する「課税未成年者口座管理契約」(以下、両者を合わせて「本契約」といいます。)を締結します。

3 お客さまと当社との間における各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項について、本約款に定めがない場合には、「投信総合取引約款」をはじめ「約款・規程集」の他の約款および規程、「目論見書」、租税特別措置法その他関連諸法令の定めるところによるものとします。

(約款の趣旨)

第1条 本約款は、租税特別措置法37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座および同項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する者(以下、「お客さま」といいます。)が、同法第9条の9に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および同法第37条の14の2に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税(以下、「未成年者口座に係る非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、三井住友DSアセットマネジメント株式会社(以下、「当社」といいます。)に開設された未成年者口座および課税未成年者口座について、同法第37条の14の2第5項第2号および第6号に規定する要件および当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

なお、当社が取扱う上場株式等は、投資信託受益権に限定されます。 2 当社は、本約款に基づき、お客さまとの間で租税特別措置法第37 条の14の2第5項第2号に規定する「未成年者口座管理契約」お よび同項第6号に規定する「課税未成年者口座管理契約」(以下、両 者を合わせて「本契約」といいます。)を締結します。

3 お客さまと当社との間における各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項について、本約款に定めがない場合には、「投信総合取引約款」をはじめ「約款・規程集」の他の約款および規程、「目論見書」、租税特別措置法その他関連諸法令の定めるところによるものとします。

(未成年者口座開設届出書等の提出)

- 第2条 お客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受ける ためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社の定 める日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14の2第 5項第1号および同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認 書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」または「未成年者口座 開設届出書」および「未成年者非課税適用確認書」もしくは「未成年 者口座廃止通知書」の提出をするとともに、租税特別措置法施行規 則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ 当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人 番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律第2条第5項に規定するものをいいます。)(お客さま が租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項により読み替 えて準用する同令第25条の13第32項の規定に該当する場合に は、氏名、生年月日および住所。)を告知し、租税特別措置法その他 の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未 成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において 当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既 に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の 属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が 添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。 なお、当社では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用 確認書」を受領し、当社にて保管します。
- 2 当社に未成年者口座を開設しているお客さまは、当社および他の証券会社もしくは金融機関に、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書 兼未成年者口座開設届出書」および「未成年者口座開設届出書」の提出をすることはできません。
- 3 お客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出をしてください。
- 4 お客さまがその年の3月31日において18歳である年(以下、「基準年」といいます。)の前年12月31日または2023年12月31日のいずれか早い日までに、当社に対して「未成年者口座廃止届出書」の提出をした場合または租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた場合(災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由(以下、「災害等事由」といいます。)による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託がされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの(以下、「災害等による返還等」といいます。)が生じた場合を除きます。)には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客さまが非課税で受領した配当等および譲渡所得等について課税されます。
- 5 当社が「未成年者口座廃止届出書」(お客さまがその年1月1日において17歳である年の9月30日または2023年9月30日のいずれか早い日までに提出がされたものに限り、お客さまが1月1日において17歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受け入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。)の提出を受けた場合には、当社はお客さまに租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。

(未成年者口座開設届出書等の提出)

- 第2条 お客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受ける ためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社の定 める日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14の2第 5項第1号および同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認 書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」または「未成年者口座 開設届出書」および「未成年者非課税適用確認書」 若しくは 「未成年 者口座廃止通知書」の提出をするとともに、租税特別措置法施行規 則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ 当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人 番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律第2条第5項に規定するものをいいます。)(お客さま が租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項により読み替 えて準用する同令第25条の13第32項の規定に該当する場合に は、氏名、生年月日および住所。)を告知し、租税特別措置法その他 の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未 成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において 当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既 に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の 属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が 添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。 なお、当社では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用 確認書」を受領し、当社にて保管します。
- 2 当社に未成年者口座を開設しているお客さまは、当社および他の証券会社<u>若</u>しくは金融機関に、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書 兼未成年者口座開設届出書」および「未成年者口座開設届出書」の提出をすることはできません。
- 3 お客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出をしてください。
- 4 お客さまがその年の3月31日において18歳である年(以下、「基準年」といいます。)の前年12月31日または2023年12月31日のいずれか早い日までに、当社に対して「未成年者口座廃止届出書」の提出をした場合または租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた場合(災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由(以下、「災害等事由」といいます。)による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託または預入れ若しくは預託がされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの(以下、「災害等による返還等」といいます。)が生じた場合を除きます。)には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客さまが非課税で受領した配当等および譲渡所得等について課税されます。
- 5 当社が「未成年者口座廃止届出書」(お客さまがその年1月1日において17歳である年の9月30日または2023年9月30日のいずれか早い日までに提出がされたものに限り、お客さまが1月1日において17歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受け入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。)の提出を受けた場合には、当社はお客さまに租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。

(非課税管理勘定および継続管理勘定の設定)

- 第3条 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(本約款に基づき振替口座簿への記載<u>も</u>しくは記録または保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。本約款の第15条から第17条、第19条および第25条第1項を除き、以下同じ。)(以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。)につき、当該記載<u>も</u>しくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2016年から2023年までの各年(お客さまがその年の1月1日において 18歳未満である年および出生した日の属する年に限ります。)の1月1日に設けられます。
- 2 前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の途中において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合にあっては、所轄税務署長から当社にお客さまの未成年者口座の開設ができる旨等の提供があった日(非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。
- 3 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定(本約款に基づき振替口座簿への記載<u>も</u>しくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載<u>も</u>しくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2024年から2028年までの各年(お客さまがその年の1月1日において18歳未満である年に限ります。)の1月1日に設けられます。

(非課税管理勘定および継続管理勘定における処理)

第4条 未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載<u>も</u>しくは記録または保管の委託は、当該記載<u>も</u>しくは記録または保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定<u>(この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第15条から第17条、第19条および第25条第1項を除き、以下同じ。)(以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。)につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)または継続管理勘定において処理いたします。</u>

(未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)

- 第5条 当社は、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。)のみを受け入れます。
- (1) 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間(以下、「受入期間」といいます。)に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、②の移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が80万円((2)により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの
- ① 受入期間内に当社への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。)により取得をした上場株式等、当社か

(非課税管理勘定および継続管理勘定の設定)

- 第3条 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(本約款に基づき振替口座簿への記載<u>若</u>しくは記録または保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。本約款の第15条から第17条、第19条および第25条第1項を除き、以下同じ。)(以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。)につき、当該記載<u>若</u>しくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2016年から2023年までの各年(お客さまがその年の1月1日において18歳未満である年および出生した日の属する年に限ります。)の1月1日に設けられます。
- 2 前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の途中において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合にあっては、所轄税務署長から当社にお客さまの未成年者口座の開設ができる旨等の提供があった日(非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。
- 3 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定(本約款に基づき振替口座簿への記載<u>若</u>しくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載<u>若</u>しくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2024年から2028年までの各年(お客さまがその年の1月1日において18歳未満である年に限ります。)の1月1日に設けられます。

(非課税管理勘定および継続管理勘定における処理)

第4条 未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載<u>若</u>しくは記録または保管の委託は、当該記載<u>若</u>しくは記録または保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定または継続管理勘定において処理いたします。

(未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)

- 第5条 当社は、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。)のみを受け入れます。
- (1) 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間(以下、「受入期間」といいます。)に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、②の移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が80万円((2)により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの
- ① 受入期間内に当社への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。)により取得をした上場株式等、当社か

- ら取得をした上場株式等または当社が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け入れられるもの
- ② 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客さまが当社に対し、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」の提出をして移管がされる上場株式等((2)に掲げるものを除きます。)
- (2) 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日(以下「5年経過日」といいます。)の翌日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等(この場合、5年経過日の属する年の当社が定める期日までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。)
- (3) 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する 上場株式等
- 2 当社は、お客さまの未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。
- (1) 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客さまが当社に対し、前項第1号②に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等((2)に掲げるものを除きます。)で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が80万円((2)により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの(2)租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等
- (3) 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等

(譲渡の方法)

第6条 非課税管理勘定または継続管理勘定において振替口座簿への 記載<u>も</u>しくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡 は、当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株 式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づ いて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定す る請求を当社を経由して行う方法(当該譲渡に係る金銭および金銭 以外の資産の交付が当社を経由して行われるものに限ります。)また は租税特別措置法第37条の10第3項第4号または同法第37条 の11第4項第1号<u>も</u>しくは第2号に規定する事由による上場株式 等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交 付が当社を経由して行われる方法により行うこととします。

(課税未成年者口座等への移管)

第7条 未成年者口座から課税未成年者口座または他の保管口座への 移管は、次に定める取扱いとなります。

- ら取得をした上場株式等または当社が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け入れられるもの
- ② 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客さまが当社に対し、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」の提出をして移管がされる上場株式等((2)に掲げるものを除きます。)
- (2) 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日(以下「5年経過日」といいます。)の翌日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等(この場合、5年経過日の属する年の当社が定める期日までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。)
- (3) 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等
- 2 当社は、お客さまの未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。
- (1) 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客さまが当社に対し、前項第1号②に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等((2)に掲げるものを除きます。)で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が80万円((2)により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの(2)租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定に基づき、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定に移管がされる上場株式等人での場合、5年経過日の属する年の当社が定める期日までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。)
- (3) 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等

(譲渡の方法)

第6条 非課税管理勘定または継続管理勘定において振替口座簿への記載<u>若</u>しくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当社を経由して行う方法(当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われるものに限ります。)または租税特別措置法第37条の10第3項第4号または同法第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる方法により行うこととします。

(課税未成年者口座等への移管)

第7条 未成年者口座から課税未成年者口座または他の保管口座への 移管は、次に定める取扱いとなります。

- (1) 非課税管理勘定に係る5年経過日において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等(第5条第1項第1号②もしくは第2号または同条第2項第1号<u>も</u>しくは第2号の移管がされるものを除く) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管
- ① 5年経過日の属する年の翌年3月31日においてお客さまが18 歳未満である場合

当該5年経過日の翌日に行う未成年者口座と同時に設けられた課税 未成年者口座への移管

② ①に掲げる場合以外の場合

当該5年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管

- (2) お客さまがその年の1月1日において18歳である年の前年1 2月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管
- 2 前項第1号①に規定する課税未成年者口座への移管並びに前項第 1号②および第2号に規定する他の保管口座への移管は、次の各号 に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより行うこととし ます。
- (1) お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13の8第5項第2号、第6項第2号もしくは第7項において準用する同号に規定する書面を5年経過日の属する年の当社が定める期日までに提出した場合または当社に特定口座(租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいい、前項第1号①の場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。)を開設していない場合

一般口座への移管

(2) 前号に掲げる場合以外の場合

特定口座(前項1号①の場合には、課税未成年者口座を構成する特 定口座に限ります。)への移管

(非課税管理勘定および継続管理勘定の管理)

- 第8条 非課税管理勘定または継続管理勘定に記載若<u>も</u>しくは記録または保管の委託がされる上場株式等は、お客さまがその年の3月3 1日において18歳である年(以下、「基準年」といいます。)の前年 12月31日までは、次に定める取扱いとなります。
- (1) 災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8 第8項で定めるやむを得ない事由による移管または返還で、当該末 成年者口座および課税未成年者口座に記載もしくは記録もしくは保 管の委託または預入れもしくは預託がされている上場株式等および 金銭その他の資産の全てについて行うもの(以下、「災害等による返 還等」といいます。)および当該未成年者口座に設けられた非課税管 理勘定または継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第2 条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことそ の他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第18条の1 5の10第8項に定める事由(以下、「上場等廃止事由」といいます。) による未成年者口座からの払出しによる移管または返還を除き、当 該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者 口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管また は当該上場株式等に係る有価証券のお客さまへの返還を行わないこ と
- (2) 当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡 (租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいい ます。以下本約款のこの号および第17条第2号において同じ。)で 次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資 産の交付が、当社を経由して行われないものに限ります。)または贈 与をしないこと

- (1) 非課税管理勘定に係る5年経過日において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等(第5条第1項第1号②<u>若</u>しくは第2号または同条第2項第1号<u>若</u>しくは第2号の移管がされるものを除く)次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管
- ① 5年経過日の属する年の翌年3月31日においてお客さまが18歳未満である場合
- 当該5年経過日の翌日に行う未成年者口座と同時に設けられた課税未 成年者口座への移管
- ② ①に掲げる場合以外の場合

当該5年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管

(2) お客さまがその年の1月1日において18歳である年の前年1 2月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等

同日の翌日に行う他の保管口座への移管

- 2 前項第1号①に規定する課税未成年者口座への移管並びに前項第 1号②および第2号に規定する他の保管口座への移管は、次の各号 に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより行うこととし ます。
- (1) お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13の8第5項第2号、第6項第2号若しくは第7項において準用する同号に規定する書面を5年経過日の属する年の当社が定める期日までに提出した場合または当社に特定口座(租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいい、前項第1号①の場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。)を開設していない場合

一般口座への移管

(2) 前号に掲げる場合以外の場合

特定口座(前項1号①の場合には、課税未成年者口座を構成する特定 口座に限ります。)への移管

(非課税管理勘定および継続管理勘定の管理)

- 第8条 非課税管理勘定または継続管理勘定に記載<u>若</u>しくは記録また は保管の委託がされる上場株式等は、<u>「基準年」</u>の前年12月31日 までは、次に定める取扱いとなります。
- (1) <u>災</u>害等による返還等および当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定または継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第18条の15の10第8項に定める事由(以下、「上場等廃止事由」といいます。)による未成年者口座からの払出しによる移管または返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管または当該上場株式等に係る有価証券のお客さまへの返還を行わないこと
- (2) 当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡 (租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいい ます。以下本約款のこの号および第17条第2号において同じ。)で 次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資 産の交付が、当社を経由して行われないものに限ります。)または贈 与をしないこと

- ① 租税特別措置法第37条の10第3項第1号から第3号まで、第6号または第7号に規定する事由による譲渡
- ② 租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託 の終了(同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。)による 譲渡
- ③ 租税特別措置法第37条の12の2第2項第5号または第8号に 掲げる譲渡
- ④ 租税特別措置法施行令第25条の8第4項第1号に掲げる事由に よる同号に規定する新株予約権の譲渡
- ⑤ 所得税法第57条の4第3項第1号に規定する取得請求権付株式、 同項第2号に規定する取得条項付株式、同項第3号に規定する全部 取得条項付種類株式または同項第6号に規定する取得条項付新株予 約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、 取得事由の発生または取得決議(これらの号に定める請求権の行使、 取得事由の発生または取得決議を除きます。)による譲渡
- (3) 当該上場株式等の譲渡の対価(その額が租税特別措置法第37条の11第3項または第4項の規定によりこれらの規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他の資産を含みます。)または当該上場株式等に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産(上場株式等に係る同法第9条の8に規定する配当等で、当社が国内における同条に規定する支払の取扱者ではないものおよび前号に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が当社を経由して行われないものを除きます。以下、「譲渡対価の金銭等」といいます。)は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れまたは預託すること

(未成年者口座および課税未成年者口座の廃止)

第9条 第7条<u>も</u>しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる 事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が 生じたときに当該未成年者口座および当該未成年者口座と同時に設 けられた課税未成年者口座を廃止いたします。

(未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知)

第10条 未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、特定口座以外の口座(租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座を除きます。)への移管に係るものに限ります。)があった場合には、当社は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、その払出しがあった未成年者口座内上場株式等の払出し時の金額および数、その払出しに係る事由およびその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知します。

(継続管理勘定等への移管)

- 第11条 非課税管理勘定が設けられている未成年者口座において、 当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に当該未成年者口座に 継続管理勘定が設けられる場合には、同日に当該非課税管理勘定に 係る未成年者口座内上場株式等を当該非課税管理勘定から当該継続 管理勘定に移管いたします。
- 2 前項の場合において、お客さまが、租税特別措置法施行令第25条 の13の8第12項第3号に規定する書面を5年経過日の属する年 の当社の定める日までに提出した場合には、継続管理勘定への移管 は行わず、特定口座または一般口座に移管いたします。

- ① 租税特別措置法第37条の10第3項第1号から第3号まで、第6号または第7号に規定する事由による譲渡
- ② 租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了(同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。)による譲渡
- ③ 租税特別措置法第37条の12の2第2項第5号または第8号に 掲げる譲渡
- ④ 租税特別措置法施行令第25条の8第4項第1号に掲げる事由に よる同号に規定する新株予約権の譲渡
- ⑤ 所得税法第57条の4第3項第1号に規定する取得請求権付株式、 同項第2号に規定する取得条項付株式、同項第3号に規定する全部 取得条項付種類株式または同項第6号に規定する取得条項付新株予 約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、 取得事由の発生または取得決議(これらの号に定める請求権の行使、 取得事由の発生または取得決議を除きます。)による譲渡
- (3) 当該上場株式等の譲渡の対価(その額が租税特別措置法第37条の11第3項または第4項の規定によりこれらの規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他の資産を含みます。)または当該上場株式等に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産(上場株式等に係る同法第9条の8に規定する配当等で、当社が国内における同条に規定する支払の取扱者ではないものおよび前号に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が当社を経由して行われないものを除きます。以下、「譲渡対価の金銭等」といいます。)は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れまたは預託すること

(未成年者口座および課税未成年者口座の廃止)

第9条 第7条<u>若</u>しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる 事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が 生じたときに当該未成年者口座および当該未成年者口座と同時に設 けられた課税未成年者口座を廃止いたします。

(未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知)

第10条 未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、特定口座以外の口座(租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座を除きます。)への移管に係るものに限ります。)があった場合には、当社は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、その払出しがあった未成年者口座内上場株式等の払出し時の金額および数、その払出しに係る事由およびその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知します。

(継続管理勘定等への移管)

- 第11条 非課税管理勘定が設けられている未成年者口座において、 当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に当該未成年者口座に 継続管理勘定が設けられる場合には、同日に当該非課税管理勘定に 係る未成年者口座内上場株式等を当該非課税管理勘定から当該継続 管理勘定に移管いたします。
- 2 前項の場合において、お客さまが、租税特別措置法施行令第25条 の13の8第12項第3号に規定する書面を5年経過日の属する年 の当社の定める日までに提出した場合には、継続管理勘定への移管 は行わず、特定口座または一般口座に移管いたします。

(出国時の取扱い)

- 第12条 お客さまが、「基準年」の前年12月31日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当社に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第4号に規定する「出国移管依頼書」の提出をしてください。
- 2 当社が、「出国移管依頼書」の提出を受けた場合には、当該出国の時に、お客さまの未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管します。
- 3 当社が、「出国移管依頼書」の提出を受けた場合には、お客さまが帰国(租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。)をした後、当社に同令第25条の13の8第12項第6号に規定する「未成年者帰国届出書」の提出をする時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。

第3章 課税未成年者口座の管理

(課税未成年者口座の設定)

第13条 課税未成年者口座(お客さまが当社に開設している特定口座 <u>も</u>しくは預金口座、貯金口座<u>も</u>しくはお客さまから預託を受けた金 銭その他の資産の管理のための口座により構成されるもので、2以 上の特定口座が含まれず、本約款に基づく取引以外の取引に関する 事項を扱わないものに限ります。以下同じ。)は、未成年者口座と同 時に設けられます。

(課税管理勘定における処理)

第14条 課税未成年者口座における上場株式等(租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等をいいます。以下第15条から第17条および第19条において同じ。)の振替口座簿への記載もしくは記録もしくは保管の委託または金銭その他の資産の預入れもしくは預託は、同法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当該記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定(本約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録もしくは保管の委託がされる上場株式等または預入れもしくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)において処理いたします。

(譲渡の方法)

第15条 課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当社を経由して行う方法(当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われるものに限ります。)または租税特別措置法第37条の10第3項第4号または同法第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる方法により行うこととします。

(出国時の取扱い)

- 第12条 お客さまが、「基準年」の前年12月31日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当社に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第4号に規定する「出国移管依頼書」の提出をしてください。
- 2 当社が、「出国移管依頼書」の提出を受けた場合には、当該出国の時に、お客さまの未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管します。
- 3 当社が、「出国移管依頼書」の提出を受けた場合には、お客さまが帰国(租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。)をした後、当社に「未成年者帰国届出書」の提出をする時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。

第3章 課税未成年者口座の管理

(課税未成年者口座の設定)

第13条 課税未成年者口座(お客さまが当社に開設している特定口座 若しくは預金口座、貯金口座若しくはお客さまから預託を受けた金 銭その他の資産の管理のための口座により構成されるもので、2以 上の特定口座が含まれず、本約款に基づく取引以外の取引に関する 事項を扱わないものに限ります。以下同じ。)は、未成年者口座と同 時に設けられます。

(課税管理勘定における処理)

第14条 課税未成年者口座における上場株式等(租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等をいいます。以下第15条から第17条および第19条において同じ。)の振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託または金銭その他の資産の預入れ若しくは預託は、同法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託または預入れ若しくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定(本約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託がされる上場株式等または預入れ若しくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託または預入れ若しくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)において処理いたします。

(譲渡の方法)

第15条 課税管理勘定において振替口座簿への記載<u>若</u>しくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当社を経由して行う方法(当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われるものに限ります。)または租税特別措置法第37条の10第3項第4号または同法第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる方法により行うこととします。

(課税管理勘定での管理)

第16条 課税管理勘定において振替口座簿への記載<u>も</u>しくは記録または保管の委託がされている上場株式等に係る譲渡対価の金銭等は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れまたは預託します。

(課税管理勘定の金銭等の管理)

- 第17条 課税未成年者口座に記載<u>も</u>しくは記録または保管の委託がされる上場株式等および当該課税未成年者口座に預入れまたは預託がされる金銭その他の資産は、お客さまの「基準年」の前年12月3 1日までは、次に定める取扱いとなります。
- (1) 災害等による返還等および上場等廃止事由による課税未成年者 口座からの払出しによる移管または返還を除き、当該上場株式等の 当該課税未成年者口座から他の保管口座への移管または当該上場株 式等に係る有価証券のお客さまへの返還を行わないこと
- (2) 当該上場株式等の第15条に規定する方法以外の方法による 譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その 他の資産の交付が、当社を経由して行われないものに限ります。)ま たは贈与をしないこと
- ① 租税特別措置法第37条の10第3項第1号から第3号まで、第6号または第7号に規定する事由による譲渡
- ② 租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了(同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。)による譲渡
- ③ 租税特別措置法第37条の12の2第2項第5号または第8号に 掲げる譲渡
- ④ 租税特別措置法施行令第25条の8第4項第1号に掲げる事由に よる同号に規定する新株予約権の譲渡
- ⑤ 所得税法第57条の4第3項第1号に規定する取得請求権付株式、 同項第2号に規定する取得条項付株式、同項第3号に規定する全部 取得条項付種類株式または同項第6号に規定する取得条項付新株予 約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、 取得事由の発生または取得決議(これらの号に定める請求権の行使、 取得事由の発生または取得決議を除きます。)による譲渡
- (3) 課税未成年者口座または未成年者口座に記載<u>も</u>しくは記録または保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払出しおよび当該課税未成年者口座に係る上場株式等につき災害等事由による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと

(未成年者口座および課税未成年者口座の廃止)

第18条 第16条<u>も</u>しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。

(重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外 の特定口座がある場合)

- 第19条 お客さまが課税未成年者口座を構成する特定口座を開設しており、その基準年の1月1日において、当社に重複して開設されている当該課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座を構成する特定口座を廃止します。
- 2 前項の場合において、廃止される特定口座に係る振替口座簿に記載

(課税管理勘定での管理)

第16条 課税管理勘定において振替口座簿への記載<u>若</u>しくは記録または保管の委託がされている上場株式等に係る譲渡対価の金銭等は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れまたは預託します。

(課税管理勘定の金銭等の管理)

- 第17条 課税未成年者口座に記載<u>若</u>しくは記録または保管の委託がされる上場株式等および当該課税未成年者口座に預入れまたは預託がされる金銭その他の資産は、お客さまの「基準年」の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。
- (1) 災害等による返還等および上場等廃止事由による課税未成年者 口座からの払出しによる移管または返還を除き、当該上場株式等の 当該課税未成年者口座から他の保管口座への移管または当該上場株 式等に係る有価証券のお客さまへの返還を行わないこと
- (2) 当該上場株式等の第15条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社を経由して行われないものに限ります。)または贈与をしないこと
- ① 租税特別措置法第37条の10第3項第1号から第3号まで、第6号または第7号に規定する事由による譲渡
- ② 租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了(同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。)による譲渡
- ③ 租税特別措置法第37条の12の2第2項第5号または第8号に 掲げる譲渡
- ④ 租税特別措置法施行令第25条の8第4項第1号に掲げる事由に よる同号に規定する新株予約権の譲渡
- ⑤ 所得税法第57条の4第3項第1号に規定する取得請求権付株式、 同項第2号に規定する取得条項付株式、同項第3号に規定する全部 取得条項付種類株式または同項第6号に規定する取得条項付新株予 約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、 取得事由の発生または取得決議(これらの号に定める請求権の行使、 取得事由の発生または取得決議を除きます。)による譲渡
- (3) 課税未成年者口座または未成年者口座に記載<u>若</u>しくは記録または保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払出しおよび当該課税未成年者口座に係る上場株式等につき災害等事由による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと

(未成年者口座および課税未成年者口座の廃止)

第18条 第16条<u>若</u>しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。

(重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外 の特定口座がある場合)

- 第19条 お客さまが課税未成年者口座を構成する特定口座を開設しており、その基準年の1月1日において、当社に重複して開設されている当該課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座を構成する特定口座を廃止します。
- 2 前項の場合において、廃止される特定口座に係る振替口座簿に記載

<u>も</u>しくは記録または保管の委託がされている上場株式等がある場合には、当該特定口座が廃止される日において、当該上場株式等は全て当社に開設されている当該特定口座以外の特定口座に移管します。

(出国時の取扱い)

第20条 お客さまが「出国移管依頼書」を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、本約款の第3章(第15条および第19条を除く)の適用があるものとして取り扱います。

第4章 口座への入出金

(課税未成年者口座への入出金処理)

- 第21条 お客さまが課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客さま本人に帰属する資金により行うこととし、入金は次に定める方法によることといたします。
- (1) 当社の指定する銀行口座へのお客さま名義からの振込みによる 入金
- (2)「定時定額引落し」購入の場合においては「定期積立プラン利用 約款」に基づき、あらかじめお届けいただいたお客さま名義の金融 機関口座から、当社が指定した収納代行会社が引落しすることによ る入金
- 2 お客さまが未成年者口座または課税未成年者口座から出金または 証券の移管(以下この条において「出金等」といいます。)を行う場 合には、次に定める取扱いとなります。
- (1)「金銭の振込先の指定についての規程」の定めるところによりお届けいただいたお客さま名義の金融機関口座へのお振込みによる出金
- (2) お客さま名義の一般口座(未成年者口座および課税未成年者口座以外に当社に開設される投信総合取引口座をいいます。以下同じ。)への移管
- 3 前項に定める「出金等」を行うことができる者は、お客さままたは お客さまの法定代理人に限ることとします。
- 4 お客さまの法定代理人が第2項各号の「出金等」を行う場合には、当社は当該出金等に関してお客さまの同意がある旨を確認することとします。
- 5 前項に定める同意を確認できない場合には、当社は当該「出金等」 に係る金銭または証券がお客さま本人のために用いられることを確 認することとします。
- 6 お客さま本人が第2項第2号に定める「出金等」を行う場合には、 お客さまの法定代理人の同意が必要となります。

第5章 代理人による取引の届出

(代理人による取引の届出)

- 第22条 お客さまの代理人が、未成年者口座および課税未成年者口座 における取引を行う場合には、あらかじめ当社に対して、代理人の 届出を行っていただく必要があります。
- 2 お客さまが前項により届出た代理人を変更しようとする場合には、 あらかじめ当社に対して、代理人の変更の届出を行っていただく必 要があります。
- 3 お客さまの法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客さまが18歳に達した後も当該法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、そ

<u>若</u>しくは記録または保管の委託がされている上場株式等がある場合には、当該特定口座が廃止される日において、当該上場株式等は全て当社に開設されている当該特定口座以外の特定口座に移管します。

(出国時の取扱い)

第20条 お客さまが出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、本約款の第3章(第15条および第19条を除く)の適用があるものとして取り扱います。

第4章 口座への入出金

(課税未成年者口座への入出金処理)

- 第21条 お客さまが課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客さま本人に帰属する資金により行うこととし、入金は次に定める方法によることといたします。
- (1) 当社の指定する銀行口座へのお客さま名義からの振込みによる 入金
- (2) 「定時定額引落し」購入の場合においては「定期積立プラン利用約款」に基づき、あらかじめお届けいただいたお客さま名義の金融機関口座から、当社が指定した収納代行会社が引落しすることによる入金
- 2 お客さまが未成年者口座または課税未成年者口座から出金または 証券の移管(以下この条において「出金等」といいます。)を行う場 合には、次に定める取扱いとなります。
- (1)「金銭の振込先の指定についての規程」の定めるところにより お届けいただいたお客さま名義の金融機関口座へのお振込みによる 出金
- (2) お客さま名義の一般口座(未成年者口座および課税未成年者口座以外に当社に開設される投信総合取引口座をいいます。以下同じ。)への移管
- 3 前項に定める「出金等」を行うことができる者は、お客さままたは お客さまの法定代理人に限ることとします。
- 4 お客さまの法定代理人が第2項各号の「出金等」を行う場合には、 当社は当該出金等に関してお客さまの同意がある旨を確認すること とします。
- 5 前項に定める同意を確認できない場合には、当社は当該「出金等」 に係る金銭または証券がお客さま本人のために用いられることを確認することとします。
- 6 お客さま本人が第2項第2号に定める「出金等」を行う場合には、 お客さまの法定代理人の同意が必要となります。

第5章 代理人による取引の届出

(代理人による取引の届出)

- 第22条 お客さまの代理人が、未成年者口座および課税未成年者口座 における取引を行う場合には、あらかじめ当社に対して、代理人の 届出を行っていただく必要があります。
- 2 お客さまが前項により届出た代理人を変更しようとする場合には、 あらかじめ当社に対して、代理人の変更の届出を行っていただく必 要があります。
- 3 お客さまの法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客さまが18歳に達した後も当該法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、そ

の旨の届出を行っていただく必要があります。

- 4 お客さまの法定代理人以外の者が第1項の代理人となる場合には、 同項の届出の際に、当該代理人が未成年者口座および課税未成年者 口座における取引を行うことについて、当該代理人の代理権を証す る所定の書類を提出していただく必要があります。この場合におい て、当該代理人はお客さまの二親等内の者に限ることとします。
- 5 お客さまの法定代理人以外の代理人が未成年者口座および課税未成年者口座において取引を行っている場合において、お客さまが18歳に達した後も当該代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。

(法定代理人の変更)

第23条 お客さまの法定代理人に変更があった場合には、直ちに当社 に届出を行っていただく必要があります。

第6章 その他の通則

(取引残高の通知)

第24条 お客さまが15歳に達した場合には、当社は未成年者口座および課税未成年者口座に関する取引残高をお客さま本人に通知します。

(未成年者口座取引または課税未成年者口座取引である旨の明示)

- 第25条 お客さまが受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等(未成年者口座への受け入れである場合には、第3条第1項に規定する上場株式等をいい、課税未成年者口座への受け入れである場合には、第14条に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。)、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座または課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して未成年者口座または課税未成年者口座への受け入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客さまから特にお申し出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。ただし、当社規定の定期積立プランにより買付けを行う場合には、未成年者口座での取引とし、一般口座による取引とする場合には当社所定の方法によりその旨の明示を行っていただく必要があります。
- 2 お客さまから未成年者口座への受け入れとして80万円を超えた 取得にかかる注文を受けた場合は、その注文の全額を課税未成年者 口座による取引とさせていただきます。
- 3 当社規定の定期積立プランにより、同日に複数の上場株式等の買付けを行った場合には、当社の定めるファンドコード(10桁)の若い 銘柄を優先して前項の規定を適用させていただきます。
- 4 お客さまが未成年者口座および未成年者口座以外の口座で同一銘 柄の上場株式等を保有している場合であって、未成年者口座で保有 している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行ってい ただく必要があります。なお、お客さまから特にお申出がない場合 には先に取得したものから譲渡することとさせていただきます。

(「基準年」以降の手続き等)

第26条 「基準年」に達した場合には、当社はお客さま本人に払出制 限が解除された旨および取引残高を通知いたします。

(非課税口座のみなし開設)

の旨の届出を行っていただく必要があります。

- 4 お客さまの法定代理人以外の者が第1項の代理人となる場合には、 同項の届出の際に、当該代理人が未成年者口座および課税未成年者 口座における取引を行うことについて、当該代理人の代理権を証す る所定の書類を提出していただく必要があります。この場合におい て、当該代理人はお客さまの二親等内の者に限ることとします。
- 5 お客さまの法定代理人以外の代理人が未成年者口座および課税未成年者口座において取引を行っている場合において、お客さまが1 8歳に達した後も当該代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。

(法定代理人の変更)

第23条 お客さまの法定代理人に変更があった場合には、直ちに当社 に届出を行っていただく必要があります。

第6章 その他の通則

(取引残高の通知)

第24条 お客さまが15歳に達した場合には、当社は未成年者口座および課税未成年者口座に関する取引残高をお客さま本人に通知します。

(未成年者口座取引または課税未成年者口座取引である旨の明示)

- 第25条 お客さまが受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等(未成年者口座への受け入れである場合には、第3条第1項に規定する上場株式等をいい、課税未成年者口座への受け入れである場合には、第14条に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。)、当社から取得した上場株式等を未成年者口座または課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して未成年者口座または課税未成年者口座での受け入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客さまから特にお申し出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。ただし、当社規定の定期積立プランにより買付けを行う場合には、未成年者口座での取引とし、一般口座による取引とする場合には当社所定の方法によりその旨の明示を行っていただく必要があります。
- 2 お客さまから未成年者口座への受け入れとして80万円を超えた 取得にかかる注文を受けた場合は、その注文の全額を課税未成年者 口座による取引とさせていただきます。
- 3 当社規定の定期積立プランにより、同日に複数の上場株式等の買付けを行った場合には、当社の定めるファンドコード (10桁)の若い 銘柄を優先して前項の規定を適用させていただきます。
- 4 お客さまが未成年者口座および未成年者口座以外の口座で同一銘 柄の上場株式等を保有している場合であって、未成年者口座で保有 している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行ってい ただく必要があります。なお、お客さまから特にお申出がない場合 には先に取得したものから譲渡することとさせていただきます。

(「基準年」以降の手続き等)

第26条 「基準年」に達した場合には、当社はお客さま本人に払出制 限が解除された旨および取引残高を通知いたします。

(非課税口座のみなし開設)

- 第27条 2024年以降の各年(その年の1月1日においてお客さまが18歳である年に限ります。)の1月1日においてお客さまが当社に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当社において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。
- 2 前項の場合には、お客さまがその年の1月1日において18歳である年の同日において、当社に対して非課税口座開設届出書(租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する「非課税口座開設届出書」をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客さまとの間で非課税上場株式等管理契約(同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。)または特定非課税累積投資契約(同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。)が締結されたものとみなします。

(本契約の解除)

- 第28条 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に 本契約は解除されます。
- (1) お客さままたは法定代理人から租税特別措置法第37条の14の2第20項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合

当該提出日

(2) 租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号トに規定する 未成年者口座等廃止事由または同項第6号ホに規定する課税未成年 者口座等廃止事由が生じた場合

租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定によりお客さまが「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日

(3)租税特別措置法施行令第25条の13の8第30項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合

出国日

(4) お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(お客さまが出国の日の前日までに第12条<u>第1項</u>の「出国移管依頼書」を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。)

租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)(5)お客さまが出国の日の前日までに第12条<u>第1項</u>の「出国移管依頼書」を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客さまが18歳である年の前年12月31日までに<u>同条第3項</u>の「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合

その年の1月1日においてお客さまが18歳である年の前年12月 31日の翌日

(6) お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項で準用する同令第25条の13の5に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合

本契約により未成年者口座を開設されたお客さまが死亡した日

(7) お客さまが投信総合取引口座を解約した場合

当該解約日

(8) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合 当該申出日

第27条 2024年以降の各年(その年の1月1日においてお客さまが18歳である年に限ります。)の1月1日においてお客さまが当社に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当社において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。

2 前項の場合には、お客さまがその年の1月1日において18歳である年の同日において、当社に対して非課税口座開設届出書(租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客さまとの間で非課税上場株式等管理契約(同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。)または特定非課税累積投資契約(同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。)が締結されたものとみなします。

(本契約の解除)

- 第28条 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に 本契約は解除されます。
- (1) お客さままたは法定代理人から租税特別措置法第37条の14 の2第20項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった 場合

当該提出日

(2) 租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号トに規定する 未成年者口座等廃止事由または同項第6号ホに規定する課税未成年 者口座等廃止事由が生じた場合

租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定によりお客さまが「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日

(3)租税特別措置法施行令第25条の13の8第30項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合

出国日

(4) お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(お客さまが出国の日の前日までに第12条の「出国移管依頼書」を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。)

租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)(5)お客さまが出国の日の前日までに第12条の「出国移管依頼書」を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客さまが18歳である年の前年12月31日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合

その年の1月1日においてお客さまが18歳である年の前年12月 31日の翌日

(6) お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項で準用する同令第25条の13の5に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合

本契約により未成年者口座を開設されたお客さまが死亡した日

- (7) お客さまが投信総合取引口座を解約した場合
 - 当該解約日
- (8) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合 当該申出日

(約款の変更) (約款の変更)

第29条 本約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が | 第29条 本約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が | 生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されること があります。改定を行う旨および改定後の規定の内容並びにその効 力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、インターネットま たはその他相当の方法により周知します。

生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されること があります。改定を行う旨および改定後の規定の内容並びにその効 力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、インターネットま たはその他相当の方法により周知します。

以 上

2016年 4月 1日制定 2016年 6月27日改定 2017年10月23日改定 2019年 1月 1日改定 2019年 4月 1日改定 2021年 4月 1日改定 2024年 1月 1日改定 2025年 2月25日改定

以 上

2016年 4月 1日制定 2016年 6月27日改定 2017年10月23日改定 2019年 1月 1日改定 2019年 4月 1日改定 2021年 4月 1日改定 2024年 1月 1日改定